「放送法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係省令の一部改正案」 に対し提出された意見と総務省の考え方

【意見募集期間:平成23年3月3日(木)~平成23年4月1日(金)】

No.	提出された意見	総務省の考え方
1	規制緩和に沿うものであり妥当なものと考えます。 なお実施に当たっては、登録検査等事業者希望者に対する説明 会の開催を要望いたします 【日本空港無線サービス株式会社】	賛同する御意見として承ります。 説明会については、登録検査等事業 者制度の円滑な導入のため、開催を検 討いたします。
2	意見公募対象である、「放送法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係省令等の一部改正案」は、平成22年12月3日に交付された放送法の一部を改正する法律に盛り込まれた無線局の定期検査制度の見直しに必要な制度整備を行うものとなっております。 今回の省令等の一部改正案は、従来の総務省・総合通信局による定期検査の実施のみならず民間の登録検査等事業者が無線局の定期検査を実施することを可能にするにあたり、適切な改正案と考えます。	賛同する御意見として承ります。
3	I. はじめに この度、「放送法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係 省令等の一部改正案に係る意見募集」(以下、「本省令等改正 案」)対して、意見提出の機会を作っていただいたことに感謝いた します。 Ⅱ. 総論 無線局の登録点検事業者が検査を行う事を可能とする本省令等 改正案の内容は、行政のスリム化を可能とする規制緩和の一環 であり、当社は本省令等改正案の趣旨に賛同すると共に本制度 推進に協力させて頂きます。また、引続き、本件のような規制緩和 をご検討頂きますようお願いいたします。 【株式会社イー・アクセス】	賛同する御意見として承ります。